

改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）

派遣労働者の数	65 人
派遣先の数	10 社
マージン率	32.075%
教育訓練に関する事項	登録者研修(パソコン・OA機器操作)、派遣前訓練(文書作成、接遇)
派遣料金の 1 人あたりの平均額	22,516 円(8 時間として換算した場合)
派遣社員の賃金額	15,294 円(8 時間として換算した場合)
福利厚生	健康保険・厚生年金・雇用保険 等

【マージン率の内訳について】

契約料金の中で最も多くの比率を占めるのが派遣スタッフの皆さまの賃金となります。その次が、健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険など各種社会保険料の会社負担分の費用となります。また、派遣スタッフの皆さまが取得される有給休暇についての費用も雇用主負担となります。その他、会社運営費として、研修、教育費用、営業担当者等の人件費、オフィス賃貸料などの事業運営費用が発生いたします。これらすべてを差し引いた残り約 2.0%程度が会社の営業利益となります。*